

1 指定地域密着型サービス事業者に対する実地指導について

1. 実地指導について

実地指導は事業所が介護保険法をはじめ、関係法令を遵守し、適正な運営を行っているかを確認するものです。指定有効期間の6年に一度実施される「定期指導」と、利用者等からの苦情が寄せられている事業所や、定期指導での指摘事項の改善の確認を行う「随時指導」があります。どちらも実地指導後の対応としては、指摘事項があれば改善内容の報告を求めています。

2. 平成31年度における実地指導について

平成31年度に実施した市内の地域密着型サービス事業所に対する実地指導において、改善する必要があると指摘した事項のうち、主なものをまとめました。

(実地指導)

- 地域密着型通所介護・・・16事業所
- 認知症対応型通所介護・・・1事業所
- 認知症対応型共同生活介護・・・1事業所

(1) 契約書等

	状況	改善要旨
1	重要事項説明書等で実施地域や営業日の記載内容が実態とは異なっていた。	実態に合わせた記載内容に改めてください。
2	重要事項説明書等で各種加算についての記載がなかった。	内容の変更を行ったうえで利用者の同意を得てください。
3	苦情の窓口について市の担当窓口の電話番号、受付時間が間違っていた。	介護保険課給付担当：0797-77-2136 平日9：00～17：30（土日祝、12月29日～1月3日を除く）に改めてください。

(2) 人員に関する基準

	状況	改善要旨
1	地域密着型通所介護事業所においてサービス提供日のうち生活相談員が勤務していない日があった。	提供日ごとにサービスを提供している時間帯に生活相談員を一以上確保してください。
2	勤務表と従業員ごとの出勤簿（タイムカード）の内容に差異が見られた。	同一法人が運営している場合でも、サービス種別ごとに勤務体制を明確に区分し、それぞれの従事時間を明確にしてください。
3	管理者が兼務により管理業務に支障が出ていた	管理者は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるが、管理業務に支障をきたさないようにしてください

※本市におきましては、兼務できる職種の兼務は2職種までとしていますのでご注意ください。

特に管理者の管理業務に支障をきたしている兼務や、兼務することができない職種の兼務、兼務することで人員基準を満たさなくなる場合等、人員基準違反に該当しないように注意してください。

(3) 運営に関する基準

	状況	改善要旨
1	運営規程の変更が行われていなかった。 (例) ・営業日及び営業時間 ・利用料その他の費用の額 ・通常のサービスの実施地域	正しい内容に変更したうえで必要な届出を行ってください。
2	居宅介護支援事業者からの最新の居宅サービス計画の入手が漏れていた。	介護サービス計画の作成にあたっては、利用者同意欄に記入のある居宅サービス計画を入手するよう努め、当該計画の内容に沿った計画を作成してください。
3	通所介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録が抜けていた。あるいは記載誤りが見られた。	必要な記録を正しく漏れなく行なってください。
4	介護サービス計画の作成・見直しが行われていなかった。	計画作成の流れに沿って、計画の作成・見直しを行ってください。
5	事故の記録を残していたが、本市に事故報告書の提出を行っていなかった。	事故報告の要件を満たす場合は、速やかに本市に報告してください。 ※事故やヒヤリハットの内容は事業所の職員間で情報共有してください。
6	苦情や要望の記録を残していなかった。	苦情の内容等については、記録し事業所の職員間で情報共有してください。
7	提供したサービスの記録が確認できなかった。	提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項については記録を残してください。
8	従業員に労働条件を明示していなかった。	・従業者に雇用契約書又は労働条件通知書の交付等労働条件を書面にて交付すること。
9	従業員の秘密保持の誓約書を取っていないかった。	・退職後においても従業者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、秘密保持の誓約書を全ての従業員から取ること。
10	記録の整備が出来ていなかった。	・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してください。記録の保存年限は5年としてください。

1 1	健康診断の実施ができていなかった。	・事業者は、常時雇用する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならないとされています。該当する職員に健康診断を実施してください。
1 2	衛生管理等についてマニュアルの整備及び従業者への研修が行われていなかった。	・感染症が発生、またはまん延しないよう感染症対策マニュアルの整備及び従業者への研修等必要な措置を講じること。
1 3	地域との連携で運営推進会議が実施されていなかった。	・概ね六か月に一回以上運営推進会議を開催し、運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けること。

(4) 介護報酬等

	状況と改善要旨	
1	<p>【地域密着型通所介護】</p> <p>【認知症対応型通所介護】</p> <p>(入浴介助加算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであることから、通所介護計画に、「入浴中の利用者の観察を含む介助が必要な理由」「入浴中に行う介助の具体的な内容」を記載してください。 ・サービス提供の記録（実施記録表）には、実際に提供した介助の具体的な内容を記載してください。 	
2	<p>【地域密着型通所介護】</p> <p>【認知症対応型通所介護】</p> <p>(個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練計画等、算定要件となる書類が作成されておらず、利用者への説明と文書による同意の取得も行っていない。 ・個別機能訓練計画策定前の居宅訪問の記録が整備されていない。 ・個別機能訓練計画を機能訓練員等が共同して作成しているか記録上確認できなかった。 ・個別機能訓練の実施についての記録が無かった。 ・算定要件となる、3月ごとに1回以上の利 	<ul style="list-style-type: none"> ・算定要件を確認し、適切に算定してください。 <p>また、要件を満たさずに算定していた当該加算については自主精査の上で過誤調整を行ってください。</p>

	<p>用者の居宅訪問等がなされていなかった。</p>	
3	<p>【認知症対応型共同生活介護】 (看取り介護加算) ・看取りの指針の作成が行われていなかった。</p>	<p>・看取りの指針の作成をお願いします。</p>
4	<p>(介護職員処遇改善加算) ・介護職員処遇改善計画の内容を職員に周知していなかった。 ・キャリアパス要件となる研修計画が策定されていなかった。 ・職場環境要件を満たしていなかった。</p>	<p>・介護職員処遇改善計画を用いて、職員に周知してください。 ・加算区分の算定要件を確認し、キャリアパス要件等加算区分の算定要件を満たすようにしてください。</p>

※今年度の実地指導では、(個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ)の算定要件、特に居宅訪問の実施について行われていないを満たしていないケースが多くあり、その場合は介護報酬の返還をお願いすることになりましたので、もう一度算定要件を確認し、適切に算定してください。

(5) 根拠等

- ・宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）【平成28年3月31日厚生労働省告示第130号】
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）【平成28年3月31日老推発0331第1号・老高発0331第2号・老振発0331第1号・老老初0331第3号】